

第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

「都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲（以下、「調査区域」）」とは、事業実施区域から概ね片側約 3km（環境項目の中で、地域特性の把握範囲が最も広い景観項目の範囲「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所）」を参考に設定）を含む図 4-1 の範囲とし、自然的状況及び社会的状況を把握する範囲とした。

なお、市町村単位で公表されている統計資料等を出典とする地域特性については、愛知県知多市、常滑市、阿久比町、東海市、大府市、東浦町、半田市、高浜市、刈谷市、知立市、碧南市、安城市（以下、「調査対象市町」という。）の全域を範囲として把握した。

次節以降に自然的状況及び社会的状況の概況を示す。

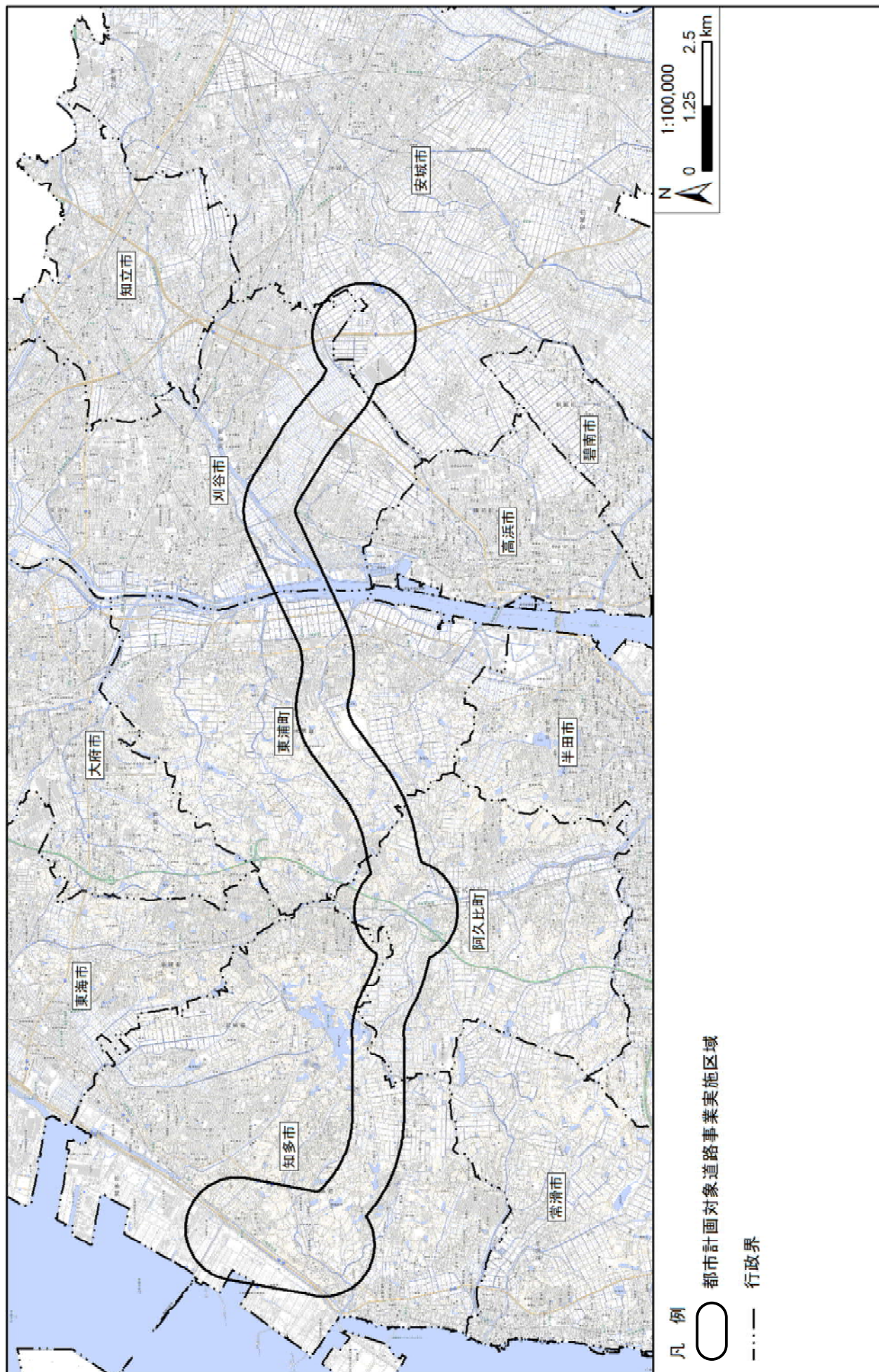


図 4-1 調査区域の周辺

4.1 自然的状況

事業実施区域及びその周囲における自然的状況を把握した結果を表 4-1(1)～(3)に示す。

表 4-1(1) 自然的状況

項目		事業実施区域及びその周囲の概況
気象、 大気質、 騒音、 振動 その他の 環境の状況 に係る	気象の状況	調査区域に位置する大府地域気象観測所の平成 27 年～令和 6 年の平均値は、年間降水量が 1,549.5mm、平均気温が 16.9℃、平均風速が 2.3m/s、年間日照時間が 2,268.7 時間となっている。
	大気質の状況	調査区域には、一般環境大気測定局が 9 局存在しており、測定項目は調査地点により異なる。また、ダイオキシン類は 7 地点で調査が行われている。 令和 5 年度において、光化学オキシダントはすべての調査地点で環境基準に適合していない。また、非メタン炭化水素については環境基準が設定されていないが、光化学オキシダントの生成防止のための指針が示されており、令和 5 年度は、全ての測定局で指針に適合していない日があった。二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ダイオキシン類についてはすべての調査地点で環境基準に適合している。
	騒音及び振動の状況	調査区域において、一般環境騒音の測定は令和 5 年度に 18 地点で行われており、半田市の 1 地点において夜間の環境基準を超過している。 道路交通騒音の測定（面的評価）は令和 5 年度に 14 箇所で行われており、そのうち 12 箇所ですべての達成率を示している。 騒音規制法に基づく自動車騒音に係る要請限度の調査は、令和 5 年度に 23 地点で行われており、すべての地点で要請限度の超過地点はない。 また、調査区域において、道路交通振動の調査が令和 5 年度に 10 地点で行われており、振動規制法に基づく要請限度の超過地点はない。
水象、 水質、 水底の底質 その他水に係る 環境の状況	水象の概況	調査区域には、三河湾に流下している矢作川水系や衣浦湾に流下している高浜川水系、前川水系、猿渡川水系、境川水系、豆搦川水系、須賀川水系、稗田川水系、阿久比川水系、十ヶ川水系、伊勢湾に流下している日長川水系、信濃川水系、大田川水系、矢田川水系が存在している。
	水質の状況（河川）	調査区域において、令和 5 年度の公共用水域の水質測定は、境川の境大橋、逢妻川の市原橋及び境大橋、長田川の潭水橋、猿渡川の三ツ又橋、稗田川の稗田橋、高浜川の高浜橋の 7 地点で行われている。 健康項目については、測定された全項目についてすべての地点で環境基準に適合している。 また、生活環境項目のうち、水質汚濁の指標となる生物化学的酸素要求量（BOD）について全ての地点で環境基準に適合している。なお、B 類型水域では大腸菌数及び全亜鉛、C 類型水域では水素イオン濃度（pH）及び全亜鉛について環境基準に適合していない地点がある。
	水質の状況（海域）	調査区域において、令和 5 年度の公共用水域の水質測定は、衣浦湾及び伊勢湾で行われている。 生活環境項目のうち pH については全地点で、全磷については衣浦湾にて環境基準に適合していない。
	その他水に係る環境（地下水水質）	調査区域において、令和 5 年度の地下水の水質測定では、概況調査、定期モニタリング調査が実施されている。 概況調査については、全ての項目で環境基準を達成している。しかし、定期モニタリング調査においては高浜市 1 地点、安城市 1 地点及び刈谷市 3 地点において環境基準を超過した項目がある。 ダイオキシン類については、令和 4 年度に 2 地点で調査が実施されており、すべての地点で環境基準を達成している。
	水底の底質（河川）	調査区域において、令和 5 年度の水底の底質の調査は、健康項目が 4 地点、ダイオキシン類が 5 地点で行われている。 ダイオキシン類については、すべての地点で環境基準に適合している。
	水底の底質（海域）	調査区域において、令和 5 年度の水底の底質の調査は、健康項目が 1 地点で行われている。

表 4-1(2) 自然的状況

項目		事業実施区域及びその周囲の概況
土壌及び地盤の状況	土壌の状況	調査区域の西側は伊勢湾に面した埋立地、中央部は衣浦湾に面した埋立地となっており、内陸部は、灰色低地、赤黄色土、グライ土、未熟土、褐色森林土、泥炭土等が分布している。 調査区域において、土壌汚染対策法に基づく要措置区域は刈谷市に 3 箇所、知立市に 1 箇所、形質変更時要届出区域は高浜市に 2 箇所、刈谷市に 4 箇所、知多市に 3 箇所、東海市に 1 箇所、大府市に 1 箇所存在する。 調査区域におけるダイオキシン類については、令和 4 年度に 1 地点で調査が行われており、環境基準を達成している。
	地盤の状況	知多地域（半田市、常滑市、大府市、東浦町、美浜町、武豊町）における地盤沈下の状況は、1 年当たり 1cm 以上沈下した水準点は見られず、県内の地盤沈下は、全般的に見て、地下水揚水量の減少に伴う地下水位の上昇により、おおむね沈静化の傾向にあるとされている。また、岡崎平野（西三河）の地盤沈下情報によると、国土地理院が昭和 47 年に実施した水準測量において岡崎市から豊明市に至る測点でかなりの沈下が認められたが、現在では沈静化の傾向にあるとされている。 令和 2 年度には 7 地点で調査が行われており、年間変動量は 0.04～0.12 cm となっている。 調査区域内の地下水の分布において、「真古酌の薬師水（半田市）」が確認されているが、湧水湿地等は確認されていない。 調査区域における地下水位については、2016 年から 2023 年にかけて 17 地点で調査が行われており、自然水位は 0～25.13m となっている。
地形及び地質の状況	地形の状況	調査区域西側の地形は丘陵地と台地、東側は台地と低地が占めている。事業実施区域における重要な地形は存在しない。
	地質の状況	調査区域西側の地質は礫岩・泥岩・砂岩の各互層、東側は礫・砂・泥が占めている。表層堆積物の分布状況については、西側には非海成層の砂岩ないし砂岩・泥岩地帯が広がっており、東側には段丘堆積物地帯が広がっている。 事業実施区域内において軟弱地盤は存在しており、主に河川沿いの水田地帯や海岸沿いの埋立地に分布している。 事業実施区域における重要な地質は存在しない。
	活断層の状況	調査区域には、猿投-境川活動セグメント、大府活動セグメント、加木屋活動セグメントが存在する。
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	動物の生息の状況	調査区域には、重要な動物種として、哺乳類 4 種、鳥類 101 種、両生類 4 種、爬虫類 5 種、昆虫類 67 種、クモ類 15 種、貝類 25 種、魚類 17 種、底生動物 1 種の確認記録がある。また、注目すべき生息地として、「南知多県立自然公園」、「半田鳥獣保護区」、「佐布里池鳥獣保護区」、「藤江小学校鳥獣保護区」が存在する。
	植物の生育及び植生の状況	調査区域には、重要な植物種として、維管束植物 179 種、非維管束植物 4 種の確認記録がある。また、調査区域には、重要な植物群落が 3 件、巨樹巨木林が 71 件、愛知県天然記念物が 4 件、調査対象市町の天然記念物が 24 件存在している。 調査区域には、注目すべき生育地として、「南知多県立自然公園」、「尾張丘陵・知多半島地域湧水湿地群（板山高根湿地）」が存在する。

表 4-1(3) 自然的状況

項目		事業実施区域及びその周囲の概況
動植物の生息又は生育、 植生及び生態系の状況	生態系の状況	調査区域の環境類型区分は、農地や市街地が広く占めており、西側に森林や草地が点在している。なお、植生自然度を参考に環境類型区分を「森林」、「草地」、「河辺・溪畔」、「農地」、「造成地等」、「河川・水域等」と分類した。 また、生態系のエリアを調査区域西側（境川以西）に広がる「丘陵-農耕地・ため池」、調査区域東側（境川以東）に広がる「低地-水田主体」、佐布里池を中心とした「丘陵-佐布里池周辺」、知多半島臨海部に立地する工業地帯に位置する「低地-沿岸グリーンベルト」、境川水系を中心とした「低地-河川沿川」、西之口海岸が広がる「低地-海浜」が分布しており、その他「丘陵-樹木主体」及び「市街地」の8区分とした。
自然景観及び人の活動の状況	景観の状況	調査区域には、主要な眺望点として知多墓園等の17箇所、主要な景観資源として於大公園等の38箇所が存在する。
	人と自然との触れ合いの活動の状況	調査区域には、人と自然との触れ合いの活動の場として、「日長神社（紅葉谷）」や「花の公園フローラルガーデンよさみ」、「知多半島サイクリングロード」等の63箇所が存在する。
一般環境中の放射性物質の状況		調査区域には、空間放射線量率の測定を行っているモニタリングポストは存在しない。

4.2 社会的状況

事業実施区域及びその周囲における社会的状況を把握した結果を表 4-2 (1) ～ (4) に示す。

表 4-2(1) 社会的状況

項目		事業実施区域及びその周囲の概況
産業の状況 人口及び	人口の状況	調査対象市町の合計は、令和 6 年 10 月 1 日現在では、人口は約 107 万人、世帯数は約 46 万世帯となっている。
	産業の状況	調査対象市町の産業別就業者の割合については、第 1 次産業が約 1.8%、第 2 次産業が約 41.6%、第 3 次産業が約 56.6%と第 3 次産業就業者の割合が最も高く、第 1 次産業就業者の割合が最も低くなっている。 調査対象市町の農業について、令和 2 年の農家数は 8,395 戸、基幹的農業従事者数は 5,715 人、経営耕地面積は 7,875ha となっている。 調査対象市町の製造業について、令和 5 年の事業所数は 2,845 事業所、製造品出荷額等は約 11 兆 9 千億円となっている。
土地利用の状況	土地利用	調査対象市町の地目別土地利用面積は、森林、原野等に比べ農地、宅地の占める面積が大きい。また、境川の西側に市街地、田、田以外の農用地、森林が混在して分布し、東側に市街地と田が分布している。
	用途地域の状況	調査区域において、全ての調査対象市町で用途地域が指定されている。
	土地利用計画の状況	調査区域の全域が都市地域に含まれ、水田や畑、森林が広がる安城市、常滑市、阿久比町、東浦町等では市街化調整区域が広く分布している。 農業地域及び農用地区域は、調査区域に広範囲に存在している。 森林地域は、調査区域の西側（境川以西）に広域に保安林及び地域森林計画対象民有林が点在している。なお、調査区域内には国有林は存在しない。 事業実施区域では、農業地域・農用地区域、市街化調整区域が広く存在している。
地下水の利用並びに河川、湖沼及び海域の利用の状況	生活用水の利水の状況	調査対象市町では、刈谷市、知立市、安城市で地下水の取水が行われている。
	農業用水の利水の状況	調査区域内の農業用水の多くは、愛知用水、明治用水からの供給を受けている。 また、調査区域内の農業用ため池は、計 272 個存在しており、うち防災重点農業用ため池は 76 個、特定農業用ため池は 40 個存在している。調査区域の西側に集中して分布しており、東側の地域には分布していない。
	漁業の状況	調査区域の内水面では、高浜川（坂上橋より上流）及び油ヶ淵（一部）において内水面漁業権が設定されている。海域では、常滑地先海域の一部で共同漁業及び区画漁業の漁業権が設定されている。 また、知多市、常滑市、東海市、東浦町、半田市、高浜市、刈谷市、碧南市で漁業地区が指定されている。
交通の状況	道路の状況	調査区域には、幹線道路は、一般国道 23 号、一般国道 155 号、一般国道 247 号、一般国道 366 号、一般国道 419 号、主要地方道名古屋半田線等がある。
	鉄道の状況	調査区域には、名古屋鉄道常滑線・河和線・三河線・西尾線、JR 東海道本線・武豊線等の路線が通っている。

表 4-2(2) 社会的状況

項目		事業実施区域及びその周囲の概況
他の学校、病院その他の配置の概況	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	調査区域には、住宅地等の市街地が広がり、学校、図書館、病院・診療所、老人福祉施設、保育所等が点在しており、事業実施区域内には幼稚園が1箇所、小学校が4箇所、中学校が1箇所、病院が2箇所、診療所が18箇所、特別養護老人ホームが1箇所、介護老人保健施設が3箇所、有料老人ホームが7箇所、認定こども園が1箇所、保育所が9箇所存在する。 調査区域は人口集中地区（DID）と一部重なっている。
下水道の整備の状況		調査対象市町における汚水処理人口普及率は、いずれの市町も85%を超えており、下水道処理人口普及率は、約55～約97%とばらつきがみられた。 調査区域の公共下水道処理場は境川浄化センター等の3箇所が存在する。
廃棄物の状況	一般廃棄物	令和5年度の一般廃棄物の処理状況について、調査対象市町でごみ総排出量及びごみ処理量が最も多い自治体は安城市である。
	産業廃棄物	令和4年度の愛知県の産業廃棄物発生量は19,018千t/年、最終処分量は966千t/年となっている。また、調査区域には、産業廃棄物中間処理施設が210施設、産業廃棄物最終処分施設が5施設存在する。
	廃棄物処理施設の立地状況	調査区域には、産業廃棄物処理施設が215件分布し、そのうち最終処分施設は5件分布している。特別管理産業廃棄物処理施設は18件分布し、そのうち最終処分施設は1件分布している。 また、事業実施区域内には、産業廃棄物処理施設が6件分布している。
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況		調査区域における「環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況」は、以下のとおりである。 ・事業実施区域及びその周囲には「大気汚染防止法」に規定する総量規制基準を定めなければならない指定地域が存在し、「県民の生活環境の保全等に関する条例」により、全ての調査対象市町がばい煙の総量を規制する必要がある区域（大気総排出量規制区域）に指定されている。 ・「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」により、調査区域全域が対策地域に指定されている。 ・愛知県では「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定しているほか「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」を定めている。 ・「幹線道路の沿道の整備に関する法律」により指定された沿道整備道路は存在しない。 ・「自然公園法」及び「愛知県立自然公園条例」の規定により指定された自然公園として「南知多県立自然公園」が存在する。 ・「自然環境保全法」により指定された自然環境保全地域は存在しない。また、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく愛知県自然環境保全地域に指定されている地域及び生息地等保護区に指定されている区域は存在しない。 ・「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に記載された文化遺産及び自然遺産は存在しない。 ・「世界かんがい施設遺産」に登録されている「明治用水」が存在する。 ・「首都圏近郊緑地保全法」に指定された近郊緑地保全区域は存在しない。 ・「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に指定された近郊緑地保全区域は存在しない。

表 4-2(3) 社会的状況

項目	事業実施区域及びその周囲の概況
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	・「都市緑地法」により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区は存在しない。 ・「都市緑地法」に基づき策定された「緑の基本計画」により指定された「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）」が存在する。 ・「都市計画法」により指定された風致地区が刈谷市に1箇所存在する。 ・「種の保存法」により指定された生息地等保護区の区域は存在しない。 ・「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定された鳥獣保護区が3箇所存在する。 ・「ラムサール条約」により指定された湿地の区域は存在しない。 ・「文化財保護法」により指定された史跡は77件、名勝は2件、天然記念物28件、建造物は82件、有形民俗文化財は46件、無形民俗文化財は32件存在する。 ・「文化財保護法」に基づく埋蔵文化財が多数点在する。 ・「環境基本法」により大気汚染、騒音、水質汚濁、地下水の水質汚濁、土壌汚染に係る環境基準が定められており、「ダイオキシン類対策特別措置法」によりダイオキシン類に係る環境基準が定められている。 ・「環境基本法」に基づく公害防止計画は、愛知県では策定されていない。 ・「大気汚染防止法」「騒音規制法」「振動規制法」「水質汚濁防止法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」により地域ごとに規制基準が定められている。 ・「水質汚濁防止法」に基づく汚濁負荷量の総量の削減に係る指定地域として定められている。 ・「湖沼水質保全特別措置法」により指定された湖沼は存在しない。 ・「土壌汚染対策法」により指定された要措置区域が刈谷市に3箇所、知立市に1箇所存在する。 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」により指定された地域は存在しない。 ・「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」により指定された農用地土壌汚染対策地域は存在しない。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により指定された指定区域が知多市に3箇所、常滑市に4箇所、大府市に5箇所、東浦町に7箇所、半田市に6箇所、高浜市に4箇所、刈谷市に3箇所、知立市に1箇所、安城市に4箇所存在する。 ・「森林法」により指定された保安林が複数存在する。 ・「景観法」に基づく景観行政団体として半田市、常滑市、碧南市、東浦町が景観行政団体として位置付けられ、このうち、常滑市を除く2市1町では景観計画の策定と景観条例の制定が行われており、重点区域の候補地区等に15箇所指定されている。 ・「国有林野管理経営規程」に基づき定められた保護林の区域は存在しない。 ・「美しい愛知づくり条例」に基づき「美しい愛知づくり基本計画」が策定され、広域景観資源が28件、美しい愛知づくり景観資源600選が38件存在する。 ・「工業用水法」の指定地域は存在しないが、「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき「水量測定器設置義務区域」に該当する。 ・「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」の対象地域は存在しない。 ・「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」により選定されている重要湿地は存在しない。 ・「生物多様性保全上重要な里地里山」により選定されている重要な里山里地は存在しない。 ・「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく「愛知県自然環境保全地域」及び「生息地等保護区」は存在しない。

表 4-2(4) 社会的状況

項目		事業実施区域及びその周囲の概況
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況		・「農業振興地域の整備に関する法律」により「農業振興地域」が指定されている。 ・「砂防法」に基づき指定された砂防指定地が主に西側地域に分布しており、河川周辺や佐布里池周辺に広く分布している。 ・「地すべり等防止法」により指定された区域は存在しない。 ・「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域が存在する。 ・「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在する。
その他の状況	温室効果ガスの状況	愛知県では、「2050 年カーボンニュートラル」の実現を目指し、2030 年度までに県内の温室効果ガス総排出量を 2013 年度比で 46%削減するという目標を掲げている。また、「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～」(2022 年 12 月、愛知県)を策定し、地球温暖化対策の推進に関する計画を進めている。